

事件番号 平成27年(ワ)第1680号 損害賠償等請求事件

原告 戸田 久和  
被告 福田英彦  
亀井 淳  
井上まり子  
豊北裕子

## 本人尋問の申出書

2015(平成27)年7月30日(木)

大阪地方裁判所民事第9部合議係 御中  
原告

戸田 久和(とだ ひさよし)  
大阪府門真市新橋町12-18-207  
電話 06-6907-7727  
FAX 06-6907-7730

原告は、下記の通り本人尋問の申出をする。  
記

1: 証明すべき事実

本件名誉毀損の事実および原告の損害について

原告本人 戸田久和 (尋問予定時間 30分)  
尋問事項 別紙1記載の通り。

2: 証明すべき事実

本件名誉毀損の事実および原告に与えた損害について

被告本人 福田英彦 (尋問予定時間 40分)  
尋問事項 別紙2記載の通り。

被告本人 亀井 淳 (尋問予定時間 40分)  
尋問事項 別紙3記載の通り。

被告本人 井上まり子 (尋問予定時間 30分)  
尋問事項 別紙4記載の通り。

被告本人 豊北裕子 (尋問予定時間 30分)  
尋問事項 別紙5記載の通り。